



2024年2月1日

各 位

会 社 名 日本テレビホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長執行役員 杉山 美邦  
(コード番号9404 東証プライム)  
問合せ先 総務・人事管理局IR・SR部専門部長 永野 和重  
(TEL 03-6215-4111)

## 株主名簿外の外国人等株式への配当支払いについて

日本テレビホールディングスは、株主名簿への記載、又は記録を拒否された外国人等株主の株式について、配当を受け取ることができるように、今年6月の第91期定時株主総会に定款変更を提案することを本日の取締役会で決定しました。

昨年3月31日、東京証券取引所は、プライム市場等の上場企業に対して「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を求めました。こうした方針を踏まえ、当社は、昨年5月に「資本効率等に関する計画」を発表しました。この中で「継続的で安定的な株主還元を基本方針としつつ、総還元性向30%を目指していく」ことを発表し、併せて業績を上げることでROE（自己資本利益率）向上を目指していくこと等を掲げました。これら目標の実現性をより確かなものとするため、当社は、株主名簿外の外国人等へ配当を支払う方針といたしました。

当社は、放送法に基づき外国人等の議決権割合が5分の1以上となる場合に、外国人等の株主名簿への記載を拒否しています。こうして拒否された外国人等の株式（以下、外国人持株調整株式）を配当の対象外とする措置を取って来ました。また、このために自己株式取得についても、外国人等の議決権計算に伴って配当を受け取れる外国人等の株式が減るリスクがあることから、実施が難しい状態でした。

今後は、外国人持株調整株式も配当支払いの対象とすることや、機動的な自己株式の取得も可能とすることで、外国人等株主が当社の企業価値を適正に評価できるよう環境を整備し、新たに掲げた方針をより実行性の高いものにしたいと考えます。

なお、株主名簿に記載することにより、外国人等の議決権割合が議決権の5分の1以上となる場合に、放送法および当社定款に基づき外国人等からの株主名簿への記載を拒む取り扱いは従来通りです。

今年の第91期定時株主総会に当該定款変更議案が付議され、承認可決された場合は、2024年3月31日を基準日とする配当金より外国人持株調整株式への配当が可能となります。定款変更案の新旧対照表等は決まり次第お知らせします。

また、本日、本発表と併せて「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」を発表しました。詳細は別紙発表をご参照ください。

以 上